

2月17日(日)は 投票時間 午前7時～午後8時

那須町議会議員選挙の投票日です

▼投票できる方

○平成13年2月18日以前に生まれた方

○転入者については、平成30年11月11日以前に転入届をし、引き続き3カ月以上那須町に住民登録をしている方

期日前投票

2月13日(水)～16日(土)

▼期日前投票所・投票時間

○役場本庁町民ホール
午前8時30分～午後8時

○高原公民館(湯本支所)
午前9時～午後6時

※場所によって時間が異なりますのでご注意ください。

入場券をお持ちください

入場券は告示日(2月12日)以降に郵送します。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

選挙公報の配布

選挙公報は、2月15日以降に新聞折込で配布します。

また、役場本庁、各支所、図書館、文化センター等の町施設にも配置するほか、町ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

投票日のサイレン

2月17日の投票日に、投票啓発のため全町一斉にサイレンを吹鳴します。火災とお間違えのないようお願いいたします。

▼吹鳴時間 午前7時、正午、午後7時(30秒間)

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

▼選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、告示日(今回の選挙の場合は、2月12日)に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日(2月16日)までの5日間です。告示日より前の選挙運動は、全て事前運動として禁止されています。

▼やってはいけない選挙運動

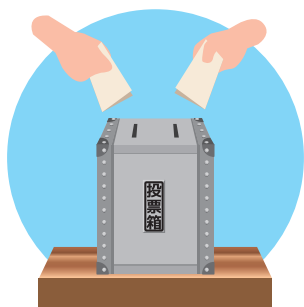
公職選挙法は、選挙運動のうちさまざまな行為を禁止しています。次の行為はその代表的なものです。

○買収 買収罪は当選を得る目的でお金や金品を渡したり、食事や酒などをごちそうすることで成立しますが、これらの申込みや約束をしただけでも成立します。

○戸別訪問 選挙運動の目的で個別に有権者の家などを訪問すること、全ての人に禁止されています。

○飲食物の提供 選挙運動に関して、飲食物(湯茶・通常用いられる程度の茶菓子を除きます)を提供することは、全ての人に禁止されています。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎ 6927



避難行動要支援者名簿を作成しています

町では、地震や水害などの災害時に、高齢者や障がい者など、ひとりで避難できない方(避難行動要支援者)が、地域の中で支援を受けられるように名簿を作成しています。

▼名簿の活用方法

①避難行動要支援者は、希望により登録申請してください。

※申請の際、家の近所などで避難を支援してくれる方(近隣協力者)を決めてください。(近隣協力者がいない場合でも登録できます)

②申請をもとに町が名簿を作成し、必要に応じて自治会、消防団、警察署、民生委員・児童委員、福祉関係機関などに、登録された情報を提供します。

③災害等が起きた時、避難行動要支援者の避難状況が把握できるよう、情報を活用します。

▼対象

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・要介護度3以上の認定者
- ・身体障害者手帳1級、2級所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者
- ・療育手帳A、A1、A2所持者
- ・右記のほか支援が必要と思われる方

▼その他

- ・近隣協力者は、避難支援に関してその責任を伴うものではありません。
- ・登録した個人情報適切に管理します。
- ・申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎ 6917

